

人事行政の運営等の状況の公表について

つくば市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により、平成28年度の人事行政の運営等の状況について次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職種別職員数の状況

(単位：人)

給料表区分	28年度 当初職員数	28年度 退職者数	28年度 採用者数	29年度 当初職員数
行政職	1,280	71	94	1,304
消防職	306	8	8	305
医療職	86	1	7	92
技能労務職	59	6	1	54
合計	1,731	86	110	1,755

※ 行政職には、企業職（上水道に関する事務に従事する職員）及び特定任期付職員を含みます。

国、茨城県教育委員会及び茨城県警察本部との人事交流に伴う採用及び退職を含みます。

※ 給料表区分の変更による増減があるため、退職者及び採用者の差引きと一致しない場合があります。

(2) 任命権者別職員数の状況

任命権者とは、職員の身分取扱いに関する権限を有する者や機関のことをいいます。

(単位：人)

任命権者	28年度当初職員数	29年度当初職員数	増減
市長	1,163	1,191	28
議長	10	10	0
教育委員会	189	188	-1
選挙管理委員会	4	4	0
代表監査委員	6	6	0
農業委員会	11	10	-1
消防長	315	315	0
水道事業管理者	33	31	-2
合計	1,731	1,755	24

※ つくば市では、水道事業管理者を置かず、水道事業管理者の権限に属する業務は市長が行っています。

(3) 採用試験の状況

○平成28年度 6月1日中途採用試験

【日程等】 受付期間：平成28年2月23日～3月17日

試験実施日（論文及び個別面接）：平成28年4月7日

【実施結果】 (単位：人)

試験区分	募集人数	申込者数	受験者数	最終合格者数
事務職（身体障害者）	3	12	12	4

○平成28年度 10月1日中途採用試験

【日程等】 受付期間：平成28年4月22日～5月11日

一次試験実施日：平成28年6月12日

最終試験実施日：平成28年7月13日，14日，15日，20日，22日

【実施結果】 (単位：人)

試験区分	募集人数	申込者数	一次受験者数	最終合格者数
土木職	6	6	6	4
化学職	1	23	19	2
建築職	1	3	3	1
社会福祉士	2	12	9	2
保育士	4	33	30	6
管理栄養士	1	17	15	1
幼稚園教諭	3	10	8	5
消防士（救急救命士）	1	23	21	2
合計	19	127	111	23

○平成29年4月1日採用試験

【日程等】 受付期間：平成28年6月1日～6月16日

一次試験実施日：平成28年7月24日

二次試験実施日：平成28年9月23日，26日，27日，28日，29日，30日

最終試験実施日：平成28年10月19日，20日，21日，24日，25日，26日

【実施結果】 (単位：人)

試験区分	募集人数	申込者数	一次受験者数	最終合格者数
事務職	32	819	716	35
建築職	1	3	3	0
土木職	4	21	17	1
社会福祉士	1	10	6	1
保育士	4	60	54	4
保健師	2	20	20	4
看護師	3	4	4	0
管理栄養士	1	29	21	1
幼稚園教諭	3	25	24	3
消防士1	4	138	123	3
消防士2（救急救命士）	2	40	37	3
合計	57	1,169	1,025	55

2 職員の給与の状況

(1) 給与支給総額（平成28年度普通会計決算額）

（単位：人，千円）

職員数 (A)	給料 (B)	職員手当(期末 勤勉手当を除く。) (C)	期末勤勉手当 (D)	合計 (B+C+D=E)	一人当たり 給与費 (E/A)
1,654	6,362,496	2,067,466	2,741,796	11,171,758	6,754

(2)-1 初任給，平均年齢，平均給料月額（平成28年12月1日現在）

職種	初任給	平均年齢	平均給料月額
行政職	大卒 178,200円 高卒 146,100円	42.8歳	319,151円
消防職	大卒 204,100円 高卒 164,900円	44.3歳	348,450円
医療職	大卒 208,000円 (保健師)	40.7歳	308,391円
技能労務職	高卒 143,500円	53.1歳	314,086円
企業職	大卒 178,200円 高卒 146,100円	44.8歳	333,233円

(2)-2 過去3年間のラスパイレス指数

平成26年度	平成27年度	平成28年度
98.3	97.2	97.5

※ ラスパイレス指数とは、国の平均給料月額を100とした場合の地方公共団体の平均給料月額の比率をいいます。

(3) 職員手当（平成29年3月31日現在）

期末・勤勉手当 H28年度支給割合		期末手当		勤勉手当	
	6月期	1.225月分（0.65月分）		0.80月分（0.375月分）	
	12月期	1.375月分（0.80月分）		0.90月分（0.425月分）	
	合計	2.60月分（1.45月分）		1.70月分（0.80月分）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置あり					
退職手当支給率		自己都合		定年	
	勤続20年	20.445月分		25.55625月分	
	勤続25年	29.145月分		34.5825月分	
	勤続35年	41.325月分		49.59月分	
	最高限度額	49.59月分		49.59月分	
地域手当	支給率12.5%				
管理職手当	部長	次長	課長	課長補佐	
	95,000円	65,000円	60,000円	45,000円	
55歳以上かつ課長級以上の職員は1.5%減					
扶養手当	区分	配偶者	配偶者以外の扶養親族		
	支給月額	13,000円	6,500円（別途特例措置あり）		
扶養親族である子のうち満16歳から満22歳の年度末までの子、1人につき5,000円の加算あり					
住居手当	借家・借間	家賃の額に応じて月額27,000円限度に支給（家賃12,000円を超える場合に限る。）			
通勤手当	電車・バス通勤者	6箇月定期の価格を基本として1箇月当たり55,000円まで			
	自家用車通勤者	使用距離等に応じ4,300円～31,800円を支給			

※ 期末・勤勉手当の（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

(4) 行政職給料表における級別職員数の状況（平成28年4月1日現在）

（単位：人）

行政職 ※	職務の級	合計人数	内 訳
	1 級	196	主事, 技師
	2 級	191	主任, 主任技師
	3 級	202	主査, 副法務主管
	4 級	415	係長, 主計員, 幼稚園教頭, 主任主査
	5 級	140	課長補佐, 室長, 参事補, 窓口センター所長, 保育所長, 児童館長, 幼稚園長 等
	6 級	79	課長, 参事, 学校給食センター所長 等
	7 級	43	次長, 会計管理者, 監査委員事務局長, 選挙管理委員会事務局長, 農業委員会事務局長, 主任参事 等
	8 級	14	公室長, 部長, 教育局長, 議会事務局長, 主幹
	合計	1,280	

※ 行政職には、企業職（上水道に関する事務に従事する職員）を含みます。
 国、茨城県教育委員会及び茨城県警察本部との人事交流に伴う採用及び退職を含みます。

(5) 特別職の報酬等の状況（平成29年3月31日現在）

区分	給料・報酬の月額		期末手当（平成28年度支給割合）
市長	給料	927,000円	6月期 1.5月分 12月期 1.7月分 計 3.2月分
副市長		762,000円	
議長	報酬	547,000円	
副議長		480,000円	
議員		447,000円	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

勤務開始時間	勤務終了時間	休憩時間
午前 8 時30分	午後 5 時15分	正午から午後 1 時まで

※ 業務の都合により上記の内容によることができない職員、又は特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間については、別に定めます。
業務の都合により特に必要があると認めるときは、上記の休憩時間を変更し、又は一斉に与えないことがあります。

(2) 休暇

休暇の種類	内容
年次休暇	・ 4 月 1 日を基準として、一年度につき 20 日間
療養休暇	・ 負傷又は疾病のため療養を要する場合に、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇 ・ 私傷病の場合は、90 日以内において必要と認められる期間
特別休暇	・ 選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由があり勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 ・ 必要と認められる期間 (※事由に応じて取得できる日数が規則に定められています。)
介護休暇	・ 職員の配偶者、父母等が負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるため介護する場合の休暇 ・ 6 月以内の期間において必要と認められる期間 ・ 勤務しない期間(時間)は無給
組合休暇	・ 職員が登録された職員団体の規約に定める機関の構成員として当該機関の業務等に従事する場合の休暇 ・ 1 年について30日までの期間において必要と認められる期間

(3) 育児休業、介護休暇の取得状況

平成28年度中の育児休業取得者数

(単位：人)

育児休業承認期間			
1 年以下	1 年を超え 2 年以下	2 年を超え 3 年以下	合計
10	15	6	31

平成28年度中の介護休暇取得者数

(単位：人)

介護休暇承認期間			
1 月以下	1 月を超え 3 月以下	3 月を超え 6 月以下	合計
1	0	0	1

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合に、本人の意に反して不利益な身分上の変動を与える処分をいいます。

(単位：人)

処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績がよいくない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	35	0	35
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	0	0	0	0	0
合計	0	0	35	0	35

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して責任を問うことにより、公務の規律と秩序を維持することを目的とした処分をいいます。

(単位：人)

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正	0	0	0	0	0
一般服務違反関係	0	0	0	0	0
公務外非行関係	0	0	1	0	1
収賄等関係	0	0	0	0	0
道路交通法違反	0	0	0	1	1
監督責任	0	0	0	0	0
合計	0	0	1	1	2

5 職員のサービスの状況

(1) 職務に専念する義務の免除の状況

(単位：件)

事由	件数
講習会、研修等への参加	40
教員免許の更新	2
その他	17
合計	59

(2) 営利企業等の従事許可の状況

(単位：件)

事由	件数
平成28年経済センサス活動調査調査員の職務に従事	13
危険物取扱者試験監視員に従事	5
他団体の委員（非常勤特別職等）の職務に従事	3
その他の業務に従事	5
合計	26

6 職員の研修及び人事評価の状況

(1) 主な研修の状況

(単位：人)

研修名	対象者	人数
基本研修（新任職員研修、階級別研修）	階級ごとに指定された職員全員	485
管理職特別研修（人事評価者訓練研修）	管理職員全員	357
特別研修（待遇・文書実務・法務研修等）	指定された職員	486
専門研修（文書管理主任・情報責任者研修等）	指定された職員	323
派遣研修（国・県・各種セミナー等への派遣）	希望した職員	58

(2) 人事評価の状況

つくば市では、地方公務員法の規定に基づき、全ての職員を対象に、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価として人事評価を実施しています。

人事評価の結果は、任用、給与、人材育成等の人事管理の基礎として活用しています。

(単位：人)

期間	人数	結果区分		
		良好より上位の区分	良好	良好より下位の区分
平成28年度	1,679	264	1,394	21

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利

地方公務員法第42条の規定に基づく、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業の状況です。

(単位：人)

事業	実施項目	参加人数
各種健康診断の実施	定期健康診断	669
	胸部X線検査	655
	人間ドック	1,047
	胃部検診	137
	大腸ガン検診	91
メンタルヘルス事業	心の健康相談	43
ストレスチェック事業	職業性ストレス簡易調査票(57項目)	1,606

(2) 利益の保護の状況

地方公務員法第46条又は第49条の2の規定に基づく、公平委員会に対して行う勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申立て及び苦情処理の状況です。

(単位：件)

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0
苦情処理	0
合計	0

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法第38条の2及び第60条第4号から第7号までの規定に基づき、つくば市職員の退職管理に関する規則が定められ、再就職者(職員であった者であって離職後に営利企業等の地位に就いている元職員)による現職職員への働きかけ(職務上の行為をするように、又はしないように要求、又は依頼すること)が規制されています。現職職員が再就職者による働きかけを受けた場合、公平委員会に届け出ることが義務付けられています。

再就職者による現職職員への働きかけの状況です。

(単位：件)

項目	件数
再就職者による依頼等	0